

第676号

平成30年2月23日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山内 孝典



### 規程の改正について

次の規程について添付の通り平成30年4月1日付で改正いたしますので、  
公告します。

改正する規程       ：     年輪健診規程  
                              健康診査等補助金支給規程  
                              特定健康診査・特定保健指導実施規程

以 上

・年輪健診規程

新旧条文対照表

新	旧
<p>(受診対象者) 第2条 年輪健診の受診対象者の範囲は次のとおりとする。 <u>(2) 配偶者 毎年4月より始まる事業年度中に40歳になる者、および以降5歳刻みで対象者とする。</u></p> <p>(健診機関) 第4条 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することができる。 2 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、第6条第2項により補助する。 <u>限度額：被保険者 4万5千円、婦人科健診受診者5万5千円</u> <u>配偶者 3万5千円、婦人科健診受診者4万5千円</u></p> <p>(検査項目) 第5条 <u>組合が株式会社イーウェルと契約した「イーウェル生活習慣病健診Iコース」又は「イーウェル人間ドックAコース」のどちらかを選択し、次の項目を追加する。</u></p> <p>1. 「イーウェル生活習慣病健診Iコース」 <u>C型肝炎検査(40歳)</u> <u>男性：前立腺がん検査(P S A)</u> <u>女性：子宮細胞診、乳がん検査(マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方)</u> <u>胃カメラへの振替(補助上限6,000円税別)</u></p> <p>2. 「イーウェル人間ドックAコース」 <u>C型肝炎検査(40歳)</u> <u>男性：前立腺がん検査(P S A)</u> <u>女性：子宮細胞診、乳がん検査(マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方)</u> <u>いずれのコースも、その他の追加項目についてはオプション項目とする。</u></p> <p>3. <u>50歳以上の年輪健診対象者が脳をMRI・MRAまたはCT等で検査した場合には別途補助をする。</u></p>	<p>(受診対象者) 第2条 年輪健診の受診対象者の範囲は次のとおりとする。 (2) 配偶者 上記(1)の被扶養者たる配偶者で事業年度中に40歳以上になる者とする。</p> <p>(健診機関) 第4条 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得て近隣の健診機関を利用することができる。 2 上記健診機関であっても、次の限度額を上回る場合には、第6条第2項により補助する。 限度額：3万5千円、婦人科健診受診者4万5千円</p> <p>(検査項目) 第5条 組合が株式会社イーウェルと契約した項目を基本健診とし、次の検査項目を追加する。 (1) C型肝炎検査(組合が指定する年齢) (2) 男性：前立腺がん検査(P S A) (3) 女性：子宮細胞診、乳がん検査(マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) (4) 胃カメラへの振替 その他の項目についてはオプション項目とする。 2 50歳以上の被保険者およびその配偶者が脳をMRI、CT等で検査した場合には別途補助をする。</p>

(費用の負担)

第6条

1. 「イーウェル生活習慣病健診Iコース」

被保険者の負担は、オプション項目とし、残額を組合が補助する。

被扶養者の負担は、1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。

2. 「イーウェル人間ドックAコース」

人間ドック項目(被保険者)	健保補助	40,000円(税込)
人間ドック項目(被扶養者)	健保補助	30,000円(税込)

C型肝炎検査(35歳) 健保補助 2,000円(税込)

男性:前立腺がん検査(PSA) 健保補助 2,500円(税込)

女性:子宮細胞診、乳がん検査 健保補助 各々4,000円(税込)

(マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方)

被保険者および被扶養者の負担は、健保補助額を超えた金額

3. 脳検査補助金 3万円を限度とし実費

4. 上記に拘らず第4条2項に該当するものは、本人が健診機関で支払い「健診補助金請求書」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。組合は限度額と前項の基準に照らして組合負担額を補助する。

平成30年4月1日から施行する。

(費用の負担)

第6条 年輪健診の費用の負担は次のとおりとする。

(1) 被保険者 事業所1万円、組合残額

(2) 被扶養者 本人1万円、組合残額

(3) 追加項目以外のオプションは本人負担とする。

(4) 脳検査補助金 3万円を限度とし実費

2 第4条第2項に該当するものは、本人が健診機関で支払い「年輪健診補助金申請書」に領収書と健診結果を添付して組合に請求する。組合は限度額と前項の基準に照らして組合負担額を補助する。

・健康診査等補助金支給規程

新旧条文対照表

新	旧
<p>(人間ドック) 第4条 生活習慣病健診並びに人間ドックの利用方法および補助金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 健診機関</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することが出来る。</li> <li>2. 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、(3) 3により補助する。</li> </ol> <p>(2) 検査項目 組合が株式会社イーウェルと契約した「イーウェル生活習慣病健診 I コース」又は「イーウェル人間ドック A コース」のどちらかを選択し、次の項目を追加する。</p> <p>1. 「イーウェル生活習慣病健診 I コース」 C型肝炎検査 (35歳) 男性：前立腺がん検査 (PSA) 女性：子宮細胞診、乳がん検査 (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 胃カメラへの振替 (補助上限 6,000 円税別)</p> <p>2. 「イーウェル人間ドック A コース」 C型肝炎検査 (35歳) 男性：前立腺がん検査 (PSA) 女性：子宮細胞診、乳がん検査 (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) いずれのコースも、その他の追加項目についてはオプション項目とする。</p> <p>(3) 費用の負担</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「イーウェル生活習慣病健診 I コース」 被保険者の負担は、1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。</li> <li>2. 「イーウェル人間ドック A コース」 人間ドック項目 健保補助 30,000円 (税込) C型肝炎検査 (35歳) 健保補助 2,000円 (税込) 男性：前立腺がん検査 (PSA) 健保補助 2,500円 (税込) 女性：子宮細胞診、乳がん検査 (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 健保補助 各々 4,000円 (税込) 被保険者の負担は、健保補助額を超えた金額</li> <li>3. 上記に拘らず (1) 2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「健診補助金請求書」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。</li> </ol>	<p>(人間ドック) 第4条 生活習慣病健診並びに人間ドックの利用方法および補助金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 健診機関</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得て近隣の健診機関を利用することが出来る。</li> <li>2. 上記健診機関であっても、次の限度額を上回る場合には、(3) 2により補助する。</li> </ol> <p>(2) 検査項目 組合が株式会社イーウェルと契約した項目を基本健診とし、次の項目を追加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. C型肝炎検査 (組合が指定する年齢)</li> <li>2. 男性：前立腺がん検査 (PSA)</li> <li>3. 女性：子宮細胞診、乳がん検査 (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方)</li> <li>4. 胃カメラへの振替 その他の項目についてはオプション項目とする。</li> </ol> <p>(3) 費用の負担</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の負担は1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。</li> <li>2. 上記に拘らず (1) 2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「健診補助金請求書」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。</li> </ol>

(配偶者健診)

第5条

(3) 補助金の額

実費全額で限度額2万円、ただし婦人科健診を受診した場合は、次の金額を限度として加算する。

1. 子宮細胞診検査、4千円
2. マンモグラフィまたは乳腺エコー検査、4千円

平成30年4月1日から施行

(配偶者健診)

第5条

(3) 補助金の額

実費全額で限度額2万円、ただし婦人科健診を受診した場合は、次の金額を限度として加算する。

1. 子宮細胞診検査、5千円
2. マンモグラフィまたは乳腺エコー検査、5千円

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(健診費用の負担)</p> <p>第4条 被扶養者の健診に要する費用の組合負担額は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特定健診・・・詳細部分を含め全額組合負担</li><li>(2) その他(人間ドック等)・・・(1)の健診項目を含めて上限2万5千円</li><li>(3) その他(婦人科健診)・・・上記とは別に組合負担額上限<u>8千円</u></li><li>(4) パート先等での健診・・・健診結果提出者に情報提供謝礼として3千円贈呈</li></ul> <p>平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(健診費用の負担)</p> <p>第4条 被扶養者の健診に要する費用の組合負担額は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特定健診・・・詳細部分を含め全額組合負担</li><li>(2) その他(人間ドック等)・・・(1)の健診項目を含めて上限2万5千円</li><li>(3) その他(婦人科健診)・・・上記とは別に組合負担額上限1万円</li><li>(4) パート先等での健診・・・健診結果提出者に情報提供謝礼として3千円贈呈</li></ul>